

○社会労働委員会

本院議員提出法律案（三件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送來へ提 付月日出月日	参議院 付委員会 議決 議決 議決	衆議院 付委員会 議決 議決 議決	備考
3	男女雇用平等法案	中西珠子君 外 一 名 (五八二〇二)	五八二〇三	五八二〇二 未 了	五八二〇三 (予)	
4	林業労働法案	目黒今朝次郎君 外 五 名 (一〇三八)	一〇三一	一〇三八 未 了	一〇三一 (予)	
5	雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案	糸久八重子君 外 三 名 (一〇三八)	一〇三一	一〇三八 未 了	一〇三一 (予)	

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送本院へ 付月日出月日	参議院 付委員会 議決 議決 議決	衆議院 付委員会 議決 議決 議決	備考
2	短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案	藤田高敏君 外 四 名 (五八二〇七)	五八二〇二	五八二〇二 (予)	五八二〇二 未 了	

国会の議決を求めるの件（一七件）

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は(衆)へ 送付月日	参議院 委員会 託会 議決	衆議院 委員会 託会 議決	備考
第九十九回国 1	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）						
第九十九回国 2	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）						
第九十九回国 3	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄動力労働組合関係）		五八、七、八	受領 五八、二、二七	五八、二、二二 九八、一、二四 公共企業体等労働委員会の規定のとおり実施すること を承認	五八、二、二八 公共企業体等労働委員会の規定のとおり実施すること を承認	五八、九、八 九八、一、二七 公共企業体等労働委員会の規定のとおり実施すること を承認
第九十九回国 4	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄施設労働組合関係）						
第九十九回国 5	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄動力車労働組合連合会関係）						

<p>第九十九回 国会 12</p>	<p>第九十九回 国会 11</p>	<p>第九十九回 国会 10</p>	<p>第九十九回 国会 9</p>	<p>第九十九回 国会 8</p>	<p>第九十九回 国会 7</p>	<p>第九十九回 国会 6</p>
<p>公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるる件（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）</p>	<p>公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるる件（全通信労働組合関係）</p>	<p>公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるる件（全日本郵政労働組合関係）</p>	<p>公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるる件（全専売労働組合関係）</p>	<p>公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるる件（全国電気通信労働組合関係）</p>	<p>公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるる件（日本電信電話労働組合関係）</p>	<p>公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めらるる件（国鉄千葉動力車労働組合関係）</p>
			五八、七二八			
			受領			
			五八、二二七			
			五八、二二二			
			五八、二二四			
			公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施すること			
			五八、二二八			
			公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施すること			
			五八、九、八			
			五八、二二七			
			公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施すること			
			五八、二二七			
			公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施すること			

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）（第九十九回国会閣議第一号）外一六件（いずれも衆議院送付）

九十九回国会 五八、七、一八 内閣提出

衆継続審査

百 回国会 一一、一七 衆議決

一一、二八 参議決

要旨

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

（鉄道労働組合関係）（第九十九回国会閣議第一号）

同（国鉄労働組合関係）（第九十九回国会閣議第二号）

同（国鉄動力車労働組合関係）（第九十九回国会閣議第三号）

同（全国鉄施設労働組合関係）（第九十九回国会閣議第四号）

同（全国鉄動力車労働組合連合会関係）（第九十九回国会閣議第五号）

議第五号）

同（国鉄千葉動力車労働組合関係）（第九十九回国会閣議第六号）

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十八年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能であるとは断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。

一、各裁定は、日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十八年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・二七パーセント相当額に千四百十円を加えた額三千七百九十六円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

（日本電信電話労働組合関係）（第九十九回国会閣議第七号）

同（全国電気通信労働組合関係）（第九十九回国会閣議第八号）

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十八年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会の裁定の実施が、現状においては予算上可能である

とは断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてきたものである。

- 二、各裁定は、日本電信電話公社の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十八年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・二七パーセント相当額に千百四十円を加えた額三千六百八十円の一円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

(全専売労働組合関係)(第九十九回国会閣議第九号)

- 一、本件は、右の組合の要求に係る昭和五十八年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会
の裁定の実施が、現状においては予算上可能であると
は断定できないものとして、公共企業体等労働関係法
第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めてき
たものである。

- 二、本裁定は、日本専売公社の公共企業体等労働関係法
上の職員の基準内賃金を、昭和五十八年四月一日以降、

一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・二七パーセント相当額に千百四十円を加えた額三千七百五十円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

(全日本郵政労働組合関係)(第九十九回国会閣議第一〇号)
同(全通信労働組合関係)(第九十九回国会閣議第一一号)

- 一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十八年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員
会の裁定の実施が、現状においては予算上可能である
とは断定できないものとして、公共企業体等労働関係
法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めて
きたものである。

- 二、各裁定は、郵政省所属の公共企業体等労働関係法上
の職員の基準内賃金を、昭和五十八年四月一日以降、
一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・二七パーセ
ント相当額に千百四十円を加えた額三千七百十五円の
原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、
国会の議決を求めるの件

(日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常勤
作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。)」)(第九十九回
国会閣議第一二二号)

同(日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員
(常勤作業員の処遇を受ける者を除く。)&及び定期作業員」)
(第九十九回国会閣議第一二三号)

同(全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員(常
勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。)」)(第九十九
回国会閣議第一四号)

同(全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員(常
勤作業員の処遇を受ける者を除く。)&及び定期作業員」)(第
九十九回国会閣議第一五号)

一、各件は、右の各組合の要求に係る昭和五十八年新賃
金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員
会の裁定の実施が、現状においては予算上可能である
とは断定できないものとして、公共企業体等労働関係
法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めて
きたものである。

二、各裁定は、林野庁所属の公共企業体等労働関係法上
の職員のうち、定員内職員及び常勤作業員(常勤作業
員の処遇を受ける常用作業員を含む。)の基準内賃金
を、昭和五十八年四月一日以降、一人当たり、同日現在
の基準内賃金の一・二七パーセント相当額に千四百十
円を加えた額四千十八円の原因をもつて引き上げると
ともに、基幹作業職員、常用作業員(常勤作業員の処
遇を受ける者を除く。)&及び定期作業員の基準内賃金
を、昭和五十八年四月一日以降、一人当たり、月額三千
八百十三円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、
国会の議決を求めるの件

(全印刷局労働組合関係)(第九十九回国会閣議第一六号)

一、本件は、右の組合の要求に係る昭和五十八年新賃金
に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会
の裁定の実施が、現状においては予算上可能であると
は断定できないものとして、公共企業体等労働関係法
第十六条第二項の規定により国会の議決を求めてきた
ものである。

二、本裁定は、大蔵省印刷局所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十八年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・二七パーセント相当額に千百四十円を加えた額三千七百六十六円の原資をもつて引き上げるものである。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

(全造幣労働組合関係)(第九十九回国会閣議第一七号)

一、本件は、右の組合の要求に係る昭和五十八年新賃金に関する紛争について行つた公共企業体等労働委員会に裁定の実施が、現状においては予算上可能であると断定できないものとして、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求めべきものである。

二、本裁定は、大蔵省造幣局所属の公共企業体等労働関係法上の職員の基準内賃金を、昭和五十八年四月一日以降、一人当たり、同日現在の基準内賃金の一・二七パーセント相当額に千百四十円を加えた額三千七百八十六円の原資をもつて引き上げるものである。

委員長報告

ただいま議題となりました公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(鉄道労働組合関係)外十六件につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

各件は、三公社四現業の職員の基準内賃金を、昭和五十八年四月一日以降、一人当たり、基準内賃金の一・二七%相当額に千百四十円を加えた額の原資をもつて引き上げること等を内容とする本年六月三日の仲裁裁定の実施について、国会の議決を求めるものであります。

委員会におきましては、採決の結果、各件はいずれも全会一致をもって公共企業体等労働委員会の裁定のとおり実施することを承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告いたします。